

第3章 計画の基本的な方向

1 計画の基本理念

計画策定に向けた基本的な考え方を踏まえて、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、めざすべき都市像（基本理念）を次のとおり掲げます。

基本理念 「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、私たち誰もの願いです。

この計画は、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくりを推進するとともに、全ての子どもに良質な成育環境を保障していくことを目的としています。

《基本理念の実現に向けて》

- ☆「生まれる前から青年期に至るまでの全ての子ども・子育て支援施策を総合的に推進」します。
- ☆持続可能なサービスの提供と安心して暮らせるセーフティネットづくりに向けて、「地域包括ケアシステム」のビジョンを踏まえ、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」のあり方を再構築し、多様な主体の協働による取組を推進します。

2 計画策定の基本的な考え方

対応すべき課題：少子高齢化と人口の減少

◎少子高齢化に伴う人口の減少と人口構造の変化は、社会経済システムに深刻な影響を与え、年金・医療・介護など、社会保障負担の増大と将来の費用負担のあり方について懸念をもたらしています。また、人口の減少は消費と生産を低下させるものであり、経済成長への深刻な影響が危惧されています。

＜課題解消に向けた基本的な考え方＞

子どもを生み・育てたいと感じる社会環境の創出

結婚や妊娠、出産は個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることはありません。子どもを持ちたいと希望する家庭が、安心して子育てと仕事ができ、子育てに希望が持てるよう、仕事と家庭生活の両立、経済的負担の軽減など、少子化の歯止めに向けて社会環境の改善をめざします。

対応すべき課題：子育ての環境の変化と支援が必要な子どもの増加

◎従来、子育ては家庭の育児力によって支えられていましたが、女性の就業率の上昇や「暮らしの変化」と「ライフスタイルの多様化」により、特に、乳幼児期における子育て環境が変化しています。

◎地域での住民同士のつながりや関わりの希薄化などから地域コミュニティの衰退が著しく、地域の大人が子どもに関わる機会も少なくなっています。

◎少子化の反面、社会状況や経済状況の変化などにより、児童虐待や子どもの貧困など、厳しい環境に置かれた子どもが増加しているとともに、発達障害など、成長と発達に課題を抱えた子どもが増加しています。

＜課題解消に向けた基本的な考え方＞

ライフステージを通した子ども・若者支援の充実

子どもの健全な成長と発達のためには、適切な生活環境を保障するとともに、子どもの個々の成長段階に応じたつながりのある育児が必要となります。

子ども・子育ては家庭だけではなく、地域全体で支えていく地域づくりを目指します。

社会的に自立した「人材」を育てるために、乳幼児期から学齢期、そして思春期、青年期に至るそれぞれの成長段階の特性に応じた「切れ目のない支援」をめざします。

子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されてしまうことがないよう、個々の家庭の状況に応じた的確な支援をめざします。

■ライフステージを通した子ども・若者支援の充実と対策 <イメージ>



3 計画の基本的視点

計画の基本的な目標を設定するにあたり、「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」（基本理念）を踏まえて、次の8つを基本的視点とします。

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点

本市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利条例」という。）を制定し、子どもの権利の保障を図ることを目的に施策を進めてきました。

全ての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

子ども施策の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりが十分尊重されるよう取組を進める必要があります。

② 次代の親を育む視点

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた養育環境の確保と質の高い幼児期の学校教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

子どもは次代の親となるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、教育・保健・福祉・雇用等のあらゆる分野にわたる総合的な支援が行えるよう取組を進め必要があります。

③ 親育ちの過程を支援する視点

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感などを和らげることが重要です。

子どもが地域や社会で育くまれることを通して、親として成長し、保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようするための支援が必要となります。

④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

「父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有する」という基本的な認識のもとに、子育ては家庭のみならず、社会全体で支えていくことが重要です。

子ども・子育て支援は、社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成を図るとともに、家庭、地域社会、企業、行政など多様な主体が、それぞれの役割のもとで協働して子ども・子育てを支援するための環境づくりを進めることが重要となります。

⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

誰もが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て等の時間や家庭、地域等に関わる個人の時間を持つ健康で豊かな生活を送るために、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づいて、労使を始め全ての市民が積極的に取り組むこと、国や地方自治体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていくことが重要です。

子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取組を進める必要があります。

⑥ 全ての子どもと家庭を支援する視点

子育てを取り巻く環境の変化から、児童虐待を受けた子どもや発達障害を持つ子どもなど特別な支援が必要な子どもは増加傾向にあります。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て家庭を支援する必要があります。

⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点

核家族や共働き世帯の増加、子育てに対する親や保護者の意識の多様化など子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て世代のニーズは深化・複雑化しています。

全ての子どもと子育て家庭のサービスへのニーズなどを踏まえ、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援のサービスの量や質の充実に向けた取組を総合的に推進する必要があります。

⑧ 地域の実情に応じた視点

本市では、各区ごとに地形、人口構成、産業構造、社会的資源の状況等が異なっています。

そのため、子ども・子育て支援のさらなる充実に向けては、地域の特性に応じて、既存の社会資源を活用するなど、それぞれの地域の実情にあった効果的な取組を推進する必要があります。

4 計画の基本目標と施策の展開

この計画の推進に向けて、次の6つを基本目標として掲げ、総合的に施策を展開します。

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

「子どもの権利条例」について、子どもだけではなく大人も学び、理解が深められるよう、さらなる普及・啓発を図るとともに、子どもの意見が尊重され、子どもが主体的に参加できるまちづくりを推進します。

また、児童虐待やいじめなどの子どもの権利の侵害に対する相談・支援体制や児童虐待防止対策を充実するとともに、子どもが互いに尊重し合える環境づくりを推進します。

▶▶▶ 基本的視点 ①④

基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり

男女がともに、職場・家庭・地域などのあらゆる場面で互いの生き方を尊重し、よきパートナーとしてともに家事・育児を担うことのできる環境づくりに向けた啓発・広報を促進し、次代の親となる若い世代が子育てについて学べる機会や場の充実を図ります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざし、企業や市民に働きかけるなどによって、仕事と家庭の両立を支援します。

さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援や、地域における「互助」の力を再生し、地域の子育て力を向上します。

▶▶▶ 基本的視点 ①④⑤⑦⑧

基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」を図り、全ての子どもが質の高い生活環境を維持できるよう、取組を推進するとともに、乳幼児期における多様なニーズに応じた保育サービスの基盤整備を推進し、利用者の個々のニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

また、安定した質の高い幼児期の学校教育・保育を継続的に実施できるよう、施設運営の安定と充実に向けた取組を進めます。

▶▶▶ 基本的視点 ①②③④⑦

基本目標IV 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、安心して子どもを生み、育てることができるための支援体制の充実とともに、思春期から妊娠・出産、子どもの乳幼児期を通じ、ライフステージに沿った一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。

また、学校での日々の学習を通して、子どもの社会的自立の基盤となる能力や態度を育むとともに、放課後におけるさまざまな集団活動や地域活動を通して、人としての在り方生き方の軸となる力を育て、将来の社会の担い手になる人材を育成します。

▶▶▶ 基本的視点 ①②③④⑦

基本目標V 子育てを支援する体制づくり

子育て家庭において、さまざまな要因により増加する児童虐待增加への対応の強化や、保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。

また、困難を抱える子どもや若者の自立を支援するために、社会的自立に向けた新たな支援体制の整備を推進します。

▶▶▶ 基本的視点 ①③④⑥⑦

基本目標VI 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるための良好で快適な住環境の確保や、安心して外出できる道路・交通等の都市環境の整備などを進めるとともに、子どもの活動範囲における交通安全対策、日常生活における事故対策や食の安全の確保に関する啓発などの活動を推進します。

また、家庭や地域が子どもを見守ることによって、子どもを犯罪から守り、安全・安心して暮らせるまちづくりを進めます。

▶▶▶ 基本的視点 ①④

「川崎市子ども・子育て支援事業計画 子どもの未来応援プラン」

基本理念

子どもたちの笑顔が

＜基本的視点＞

- ① 一人ひとりの子どもを尊重する視点
- ② 次代の親を育む視点
- ③ 親育ちの過程を支援する視点
- ④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

**施策の
推進の
方向と**

1 子どもの権利の尊重

- (1) 子どもの権利の普及・啓発
- (2) 子どもの権利保障に関する相談支援体制の充実
- (3) 子どもの主体的な参加の促進
- (4) 多文化共生の取組

基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり

**施策の
推進の
方向と**

1 子育て家庭への支援の充実

- (1)男女がともに担う子育ての意識啓発
- (2)ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3)子育て家庭への経済的支援

2 地域全体で担う子育ての推進

- (1)地域の社会資源の充実に向けた取組の推進
- (2)地域が主体となった子育て支援活動の充実に向けた取組の推進
- (3)子育て家庭のニーズに合った情報提供・相談支援

基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり

**施策の
推進の
方向と**

1 幼児教育の充実と教育・保育の一体的な推進

- (1)幼児教育の質の向上
- (2)認定こども園への移行の促進
- (3)幼保小連携の推進

4 多様な保育ニーズへの対応と充実

- (1)多様な保育事業の充実

2 保育需要への適切な対応

- (1)多様な手法による定員枠の拡大
- (2)公立保育所の民営化と施設老朽化への対応

5 保育サービス利用における受益と負担の適正化

- (1)保育サービスの利用における受益と負担のあり方の検討
- (2)保育料の収納率向上に向けた取組の推進

3 保育の質の維持・向上

- (1)多様な運営主体の参入に伴う保育の質の確保
- (2)保育士確保対策の充実
- (3)特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実

6 待機児童対策の総合的な推進

- (1)待機児童対策の総合的な推進

の施策体系と推進項目（6つの基本目標と19の施策の方向）の推進

あふれるまち・かわさき

- ⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点
- ⑥ すべての子どもと家庭を支援する視点
- ⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点
- ⑧ 地域の実情に応じた視点

基本目標IV 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

施策の
推進の
項目と

1 子どもの健やかな成長

- (1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備
- (2) 乳幼児の健やかな発育・発達を支える
- (3) 学齢期・思春期の子どもの心と体の健康を増進

2 自立への基盤を育てる取組の推進

- (1) 「キャリア在り方生き方教育」の推進
- (2) 放課後の活動・地域での活動を通した健全育成

基本目標V 子育てを支援する体制づくり

施策の
推進の
項目と

1 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

- (1) 家庭に近い養育環境の推進と専門的支援の充実
- (2) 里親制度（家庭養護）の推進

4 自立に向けて課題を抱える子ども・若者への支援の充実

- (1) 課題を抱える子ども・若者対策の総合的な推進

2 ひとり親家庭への支援の充実

- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) 家庭の生活を支援する取組の推進
- (3) 自立に向けた子どもへの支援の充実

5 児童虐待対策の推進

- (1) 児童虐待防止対策の推進

3 障害のある子どもと家庭への支援の充実

- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) 障害児の医療・福祉サービスの提供
- (3) 学校における特別支援教育の充実

6 DV防止・被害者支援の推進

- (1) DV被害者の支援体制の充実とDV防止への取組

基本目標VI 子どもと子育てにやさしいまちづくり

施策の
推進の
項目と

1 子育てに配慮した生活環境の推進

- (1) 子育てに配慮した住宅の普及促進
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 安全・安心な公園・緑地の整備
- (4) 交通安全対策の推進
- (5) 子どもの事故の未然防止の推進
- (6) 食の安全の確保

2 子どもを犯罪から守り犯罪を防止する活動の推進

- (1) 子どもの非行防止や犯罪から守る活動の推進